

第三節 児童扶養手当の支給に関する事項

一、手当の認定請求等

○未成年者の児童扶養手当の請求について

〔昭和三十七年一月五日 児発第七四号
名都道府県知事宛 厚生省児童局長通知〕

児童扶養手当の認定請求者は未成年者であつても差し支えないことは、昭和三十六年十二月二十一日児発第一・三五六号で通達したところであるが、これについては次の点に留意されたい。

- 1 児童扶養手当の支給の対象となる児童を養育している事実がある場合に限ること。
- 2 1の事実があれば意思能力があると認められるので、必ずしも法定代理人、指定受取人等をたてる必要はないこと。